

優先交渉権者選定基準に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
1	事業の基本方針	4	第4	1	(2)			「1-1.事業の基本方針」の評価の視点にて記載されている「本公園の本質的かつ普遍的な価値」について、こちらの定義または資料がございましたらご教示ください。	「本公園の本質的かつ普遍的な価値」については、「国営讃岐まんのう公園マネジメントビジョン2050」を参考としつつ、運営権者が自ら提案することを期待しています。